申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 地域政策課

許認可等の内容		特定非営利活動法人の事業の成功の不能による解散の認定
根拠法令等及び条項		特定非営利活動促進法第31条第2項
標準処理期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成10年 3月25日設定
		平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
	根拠条項	特定非営利活動促進法第31条第3項
	参考事項	特定非営利活動促進法の手引き (県 県民文化課編集発行)
		特定非営利活動法人制度事務処理要領(県 県民文化課編集発行)
		栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条別表
		第1 6の2
	設定等年月日	平成10年 3月25日設定
		平成 年 月 日最終変更

【基準】

1 特定非営利活動促進法(第31条第3項の規定)

特定非営利活動法人は、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能による解散の認定を受けようとするときは、その事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

(1) 事業成功の不能で解散する事由を証する書面 総会又は理事会で成功の不能を確認した書面

(2) 成功不能の認定基準

客観的に事業に関する様々な状況を判断して、実質的にも成功の見込みが全くな くなっているという「客観的事実」の有無

音 基 淮